

特定事業主行動計画に基づく取組状況の公表

及び 女性活躍推進法第21条に基づく

女性の職業選択に資する情報の公表

1. 採用した職員に占める女性職員の割合

	令和4年度		令和5年度	
	採用者数	内消防職	採用者数	内消防職
男性	19人	8人	34人	11人
女性	11人	0人	13人	0人
女性比率	36.7%	0%	27.7%	0%

※各年度4月1日付採用者

2. 採用試験の受験者の総数に占める女性割合

	令和3年度		令和4年度	
	受験者数	内消防職	受験者数	内消防職
男性	183人	21人	125人	36人
女性	137人	2人	62人	0人
女性比率	42.8%	8.7%	49.6%	0%

※各年度4月1日採用に向けた受験者

3. 職員に占める女性職員の割合

(1) 会計年度任用職員以外

	令和4年度	令和5年度
男性	596人	601人
女性	367人	372人
女性比率	38.1%	38.2%

※各年度4月1日付

(2) 会計年度任用職員

	令和4年度	令和5年度
男性	88人	89人
女性	409人	448人
女性比率	82.3%	83.4%

※各年度4月1日付

4. 管理職に占める女性職員の割合・各役職段階に占める
女性職員の割合

	令和 4 年度	令和 5 年度
管理職 (課長級以上)	16.3%	17.9%
部長級	13.6%	13.6%
副部長級	17.2%	24.1%
課長級	17.0%	16.4%
課長補佐級	24.1%	22.6%
係長級	26.0%	27.0%

※各年度 4 月 1 日付

5. 職員 1 人あたりの超過勤務時間

	令和 3 年度	令和 4 年度
取得率	10.4 時間	8.5 時間

6. 職員 1 人あたりの年次休暇取得日数

	令和 3 年度	令和 4 年度
年間平均取得日数	13.2 日	13.6 日
取得率	66.0%	67.9%

7. 男女の給与の差異（男性の給与に対する女性の給与の割合）

	令和4年度
①任期の定めのない常勤職員	85.3%
②任期の定めのない常勤職員以外の職員	87.9%
③全ての職員	72.0%

※①について、給与のうち扶養手当、住居手当及び時間外勤務手当は、男性に支給されている割合が多い。（扶養手当支給者のうち女性の割合 13.4%、住居手当支給者のうち女性の割合 23.2%、時間外勤務手当支給者のうち女性の割合 34.5%）また、給料について、係長級以上の割合は、男性が 46%に対し女性は 24%となっており、男性の給与が高くなる要因となっている。

※②について、再任用職員及び会計年度任用職員は扶養手当・住居手当の支給がないため、男女の差異は小さくなるが、再任用職員の給料は2級または3級となっているが、3級の給料の職員の割合は、男性が 61.5%に対し、女性は 8%のため、差異の要因となっている。会計年度任用職員は、月額 5～10 万円の支給額の男性は 16%に対し、女性は 37%となっており、女性の給与が低くなる要因となっている。

8. 任期の定めのない常勤職員における職位別男女の給与の差異

	令和4年度
管理職 （課長級以上）	98.4%
部長級	98.2%
副部長級	98.2%
課長級	97.5%

課長補佐級	98.0%
係長級	95.8%

9. 任期の定めのない常勤職員における勤続年数別男女の給与の差異

	令和4年度
36年以上	92.7%
31～35年	92.9%
26～30年	84.3%
21～25年	90.7%
16～20年	88.0%
11～15年	87.2%
6～10年	87.3%
1～5年	95.1%

※勤続年数 26～30 年について、男女の差異が他より大きくなっているが、男性は課長補佐級以上の割合が 77.6%に対し、女性は課長補佐級以上の割合が 29.1%となっている。

勤続年数 1～5 年について、男女の差異が他より小さくなっているが、社会人経験者採用の女性職員が含まれ、他の新規採用職員より給料が高くなっていることが差異を小さくする要因となっている。